

一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成30年6月5日

釧路市長 蝦名大也

記

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成30年度女性の創業チャレンジ支援事業業務委託

(2) 業務概要

業務委託仕様書（平成30年度女性の創業チャレンジ支援事業業務委託）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から平成30年11月30日まで

(4) 予定価格

583,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 入札参加資格条件

当該業務委託の入札に参加しようとする者は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 釧路市内に本店、支店又は営業所等の事業所を有する法人で、釧路市から課税されている全税目について未納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後であって、業務運営に支障がないと認められる者を除く。

(4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。

3 担当部署

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地（本庁舎4階）

釧路市産業振興部商業労政課（担当：大物）

電話：0154-31-4548 FAX：0154-23-0606

E-mail：sho-shougyourousei@city.kushiro.lg.jp

4 入札参加申請

(1) 当該業務委託の入札に参加しようとする者（以下「参加申請者」という。）は、次のとおり参加資格確認申請書及び関係書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

- ①一般競争入札参加資格確認申請書（1号様式）
- ②会社概要書（2号様式）
- ③決算関係書類（直近3年間の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- ④釧路市税の滞納がないことを証明する書類（完納証明書等）
- ⑤会社更生法及び民事再生法に係る申立書（3号様式）【該当する場合にのみ提出すること】

※設立から1年未満の法人にあつては、③の書類は提出を要しないものとする。

イ 提出期間

平成30年6月5日から平成30年6月11日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

ウ 提出部数

各1部

エ 提出先

3の担当部署に同じ。

オ 提出方法

提出先に持参により提出するものとし、郵送等での提出は認めない。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市産業振興部商業労政課において、この告示の日から配布するとともに、釧路市役所ホームページにて掲載するものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該業務委託の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 参加申請書及び関係書類の作成・提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加申請書及び関係書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された参加申請書及び関係書類は返却しない。

5 入札参加資格確認通知

入札参加資格の確認結果については、参加申請者に対し、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(1) 通知日時

平成30年6月12日 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

3の担当部署と同じ。

(3) その他

ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ 確認結果について、電話等による質問は受けない。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができる。この場合には、平成30年6月15日までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市産業振興部商業労政課商業労政担当に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、平成30年6月18日までに回答する。

7 業務委託仕様書の閲覧等

(1) 当該業務委託に係る業務委託仕様書は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成30年6月5日から平成30年6月11日までの釧路市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

釧路市産業振興部商業労政課において閲覧に供するほか、釧路市役所ホームページに掲載する。

(2) 業務委託仕様書に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書を持参、あるいは電子メールにて提出すること。

ア 受付期間

4の(1)イと同じ。

イ 受付場所

3の担当部署と同じ

(3) 質問に対する回答は、市が質問書を受理した日から2日以内（釧路市の休日を除く）に、質問とその回答について、釧路市産業振興部商業労政課において閲覧に供するほか、釧路市ホームページにも掲載するものとする。なお、質問の回答は、本告示文及び業務委託仕様書（平成30年度女性の創業チャレンジ支援事業業務委託）の追加又は修正とみなす。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年6月19日 午前9時30分

- (2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市役所本庁舎 3階会議室

9 入札方法

- (1) 入札者は、所定の入札書等（代理人が入札する場合については委任状が必要）に必要な事項を記入し、提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (4) 入札代理人は、入札に際し、委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札者及び入札代理人は、同一事項の入札に他の代理人として参加することができない。
- (6) 提出後の入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (7) 必要があると認められるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。
- (8) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札書に記名又は押印がなされていない入札
 - イ 入札書の入札金額を訂正した入札
 - ウ 2以上の入札書を提出した者の入札
 - エ 入札書の内容が確認できない入札
 - オ 入札に関し不正の行為をした者の入札
 - カ その他釧路市契約規則に定める入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金

- (1) 当該入札に際し、釧路市契約規則第5条の規定に基づき、入札執行前に入札金額の100分の5以上の額を入札保証金として納付しなければならない。
- (2) (1)に関わらず、入札者が釧路市契約規則第6条のいずれかに該当するときは入札保証金を免除することができる。

11 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。
- (2) 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者が複数となった場合は、当該対象者によるくじ引きによる抽選により落札者を決定する。この場合、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他入札参加資格条件に欠けていたとき。

12 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日（釧路市の休日を除く）に、釧路市役所ホームページにより公表する。

13 契約手続

落札者として決定したときは、別途、契約規則の規定により契約手続を行う。

14 契約保証金

(1) 当該業務委託契約に係る契約の締結に際し、釧路市契約規則第29条の規定に基づき、当該契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 納付期限

平成30年6月25日

イ 納付場所

3の担当部署と同じ。

(2) (1)に関わらず、落札者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除することができる。

15 契約書作成の要否

要

16 契約締結期日

当該事業の契約締結期日は平成30年6月25日までとし、期日内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

17 その他

- (1) 一般競争入札において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札者は、全各校に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、その他入札契約に関する法令を順守すること。

18 問合せ先

3の担当部署と同じ。